

## 横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備等補助金交付要綱

制 定 令和5年9月14日 こ保対 第346号（局長決裁）  
最近改正 令和8年4月1日 こ保支 第303号（局長決裁）

### （目的）

- 第1条 この要綱は、医療的ケア児（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に定める「医療的ケア児」をいう。以下同じ。）や重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第2項に定める「重症心身障害児」をいう。以下同じ。）を横浜市内の保育所、認定こども園又は小規模保育事業（以下、「保育所等」という。）で受け入れるため、送迎専用の駐車場を整備し、又は賃借により確保する者に対し、当該経費の一部を補助することについて、必要な事項を定める。
- 2 本要綱による補助金の交付については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年横浜市条例第15号。以下「条例」という。）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

- 第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び補助金規則の例による。
- 2 この要綱における「保育所」とは、法第39条第1項に規定するもののうち、法第35条第4項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 3 この要綱における「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 4 この要綱における「小規模保育事業」とは、法第6条の3第10項に規定するもののうち、法第34条の15第2項に基づき、横浜市内に設置された施設をいう。
- 5 この要綱における「医療的ケア児サポート保育園」とは、保育所等を経営する者のうち、横浜市医療的ケア児サポート保育園事業実施要綱第6条第2項の認定を受けた者をいう。

### （補助事業者の範囲）

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市内において現に保育所等を運営する者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員に暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

(補助対象の要件)

第4条 本事業で補助金の対象となるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 医療的ケア児サポート保育園が駐車場を整備し、又は賃借により確保する場合
- (2) 補助金の交付を申請する会計年度又は翌会計年度に、利用を希望する医療的ケア児及び重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）がいる保育所等が、当該児童の受け入れのために駐車場を整備し、又は賃借により確保する場合
- (3) 利用調整を通じて現に医療的ケア児等の受け入れを実施している保育所等が駐車場を整備し、又は賃借により確保する場合
- (4) その他、こども青少年局長が必要と認める場合

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる駐車場の確保に要する経費とする。

- (1) 保育所等の敷地内のスペースを活用して駐車場を整備するために必要な工事費用等
  - (2) 月極駐車場を賃借する場合の当該賃借料及び礼金
- 2 次の各号に掲げる費用は補助の対象としない。
- (1) 土地の取得等に要する費用
  - (2) 植栽に要する費用
  - (3) 駐車場の利用に係る保証金、敷金、更新料その他これらに類する費用（第1項第2号に規定する礼金を除く。）
  - (4) その他、整備又は賃借による駐車場の確保に係る経費として適当と認められない費用
- 3 第1項の規定にかかわらず、他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、補助の対象としない。

(補助金の算定)

第6条 補助金の額は、前条に規定する対象経費と認められる額のうち、別表1に定める金額とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、実施年度ごとに市長が定める日とする。
- 2 この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする者は、「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備等補助金交付申請書（第1号様式）」を提出するものとする。
- 3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、駐車場整備予定地を示した配置図又は賃借予定の駐車場と施設の位置関係がわかる地図、補助金の積算根拠となる見積書等の写し等とする。
- 4 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備等補助金交付申請書（第1号様式）」に添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第2項の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その

内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備等補助金交付決定通知書（第2号様式）」により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。
- 3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備等補助金不交付決定通知書（第3号様式）」により通知するものとする。

（申請の取下げの期日）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して10日後の日とする。

（実績報告）

- 第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業が完了したときの報告は「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備等補助金事業実績報告書（第4号様式）」により、補助対象事業終了後速やかに行わなければならない。
- 2 補助金規則第14条第4項の規定により市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、補助事業等が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける補助事業者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。
  - 3 補助金規則第14条第5項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

（補助金額の確定通知）

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備等補助金額確定通知書（第5号様式）」により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、「横浜市医療的ケア児等の受入に係る民間保育所等駐車場整備等補助金請求書（第6号様式）」により行わなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）」に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付すること。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(警察本部への照会)

第 15 条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）を準用する。

(調査への協力)

第 17 条 市長は、本事業の効果検証のため必要と認めるときその他本事業のために必要と認めるときは、この要綱に基づき補助金の交付を受けた者に対し、資料の提出その他必要な調査を行うことができる。この場合において、補助金の交付を受けた者は、当該調査に協力するものとする。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 9 月 14 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助金の対象となる経費	補助金額
駐車場を整備するために必要な工事費用	費用の 3 / 4 合計補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、総額 2,500,000 円を上限とする。
月極駐車場の賃借料	費用の全額 1 月あたり 25,000 円を上限とする。
月極駐車場を賃借する際の礼金	当該駐車場の賃借料の 1 月分を上限とする。